

令和 8 年台風第 25 号により住家に被害を受けた 東京土建国保被保険者のみなさまへ ～申請により国保保険料が免除されます～

<対象者と申請期限>

災害救助法が適用された時点で当該適用市区町村に住所を有し、住家に半壊以上(床上浸水)の被害を受けた組合員

対象地域		災害名	災害救助法 適用日	申請期限
千葉県 (15 市 8 町 1 村)	銚子市、木更津市、野田市、成田市、 旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、 富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、 香取市、いすみ市、栄町、神崎町、 横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、 大多喜町、御宿町、鋸南町	令和 8 年 台風第 25 号	2026年 9月20日	2027年 3月31日
東京都 (1 町)	大島町		2026年 9月21日	

○ 留意事項

なお、令和8年8月13日からの大雨に伴う災害により災害救助法が適用されている地域^{*}は、令和8年台風第25号に伴う災害においても災害救助法が適用されます。すでに申請されている方は、再度申請は不要です(最大4カ月免除)。

※対象地域は別紙「令和8年8月13日からの大雨により住家に被害を受けた東京土建国保被保険者のみなさまへ」をご参照ください。

<申請方法>

「国民健康保険料免除申請書」(所属支部にあります)に必要事項を記入し、市区町村から交付された^{りさい}「罹災証明書」を添付して、ご所属の支部までご提出ください。

<免除期間>

住家の被害の程度		免除期間
被害の程度	損害割合 ※()内は水害による判定	
全壊	50%以上 (住家流失又は床上 1.8m 以上の浸水)	災害救助法適用月から 3 カ月
大規模半壊	40%以上 50%未満 (床上 1m 以上 1.8m 未満の浸水)	災害救助法適用月から 2 カ月
半壊	20%以上 40%未満 (床上 1m 未満の浸水)	災害救助法適用月から 1 カ月

※被害程度が一部損壊の場合は免除の対象になりません。

<国保保険料免除についてのお問い合わせ先>

ご所属の支部 または 東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)